

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書 Q & A

Q 1 報告書を提出しなければならないのは誰ですか。

A 1 前年度（前年4月1日～本年3月31日）に、産業廃棄物を排出し、運搬又は処分を委託する際に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した全ての排出事業者が対象となります。

Q 2 前年度のマニフェスト交付枚数は1枚だけなのですが、報告は必要ですか。また、前年度1枚もマニフェストを交付しなかった場合には、その旨の報告が必要ですか。

A 2 交付枚数の多少や、委託した産業廃棄物の量にかかわらず、マニフェストを1枚でも交付していれば報告が必要です。
なお、前年度1枚もマニフェストを交付しなかった場合は、報告の必要はありません。

Q 3 当社は産業廃棄物の中間処理業を行っています。中間処理後の産業廃棄物の委託を行う際に二次マニフェストを交付しますが、このマニフェストについて報告は必要ですか。

A 3 中間処理業者が中間処理産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェストも報告の対象となります。
また、二次マニフェストを交付した中間処理業者が、自社が排出事業者となる一次マニフェストも交付している場合には、一次マニフェスト分と二次マニフェスト分を区別して、別々に報告してください。なお、この場合、二次マニフェスト分の報告の「業種」欄には、「廃棄物処理業」と入力してください。

Q 4 電子マニフェストを利用した場合も報告は必要ですか。

A 4 電子マニフェストの登録等の状況については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから、直接、都道府県・政令市へ報告がありますので、事業者自らが報告する必要はありません。
但し、電子マニフェストと紙マニフェストを併用している事業者の場合は、紙マニフェストの分については報告が必要です。

Q 5 県外の事業者でも報告は必要ですか。

A 5 県外の事業者でも、岐阜県内に事業場を有し、そこから産業廃棄物を排出している場合は、報告する必要があります。
ただし、岐阜市内に事業場を有し、そこから産業廃棄物を排出している場合は、岐阜市役所へ提出してください。詳しくは、岐阜市公式ホームページ (<https://www.city.gifu.lg.jp/business/jigyougomi/1006099/1006108.html>) をご確認ください。

Q 6 県外へ排出（県外で処分）した産業廃棄物についても報告は必要ですか。

A 6 県内の事業場から排出した産業廃棄物については、県外に排出（県外で処分）したものであっても、報告する必要があります。

Q 7 環境大臣による広域認定制度を利用して産業廃棄物を処理して、マニフェストを交付していない場合、報告は必要ですか。

A 7 広域認定制度を利用して委託する場合、マニフェストの交付は不要とされていますので、報告は不要です。

同様に、マニフェストの交付を要しないため報告の必要がない場合として、専ら再生利用の目的で古紙、くず鉄、あきびん類あるいは古繊維のみを取り扱っている事業者への委託などがあります。

Q 8 有価で売却される金属くずや廃油について、適正に販売された事を確認するためマニフェストを準用しています。このように、廃棄物処理法が適用されないものにマニフェストを交付した場合、報告は必要ですか。

A 8 有価物の運搬又は売却を確認するため、便宜上マニフェストを使用する場合は、廃棄物処理法に基づいて交付するものではありませんので、報告は不要です。

Q 9 当社では、多量排出事業者に係る処理計画及び実施状況報告を毎年提出しています。この場合でも、報告は必要ですか。

A 9 多量排出事業者実施状況報告等の報告書を提出している事業者であっても、報告は必要です。

Q 10 当社は県内に複数の事業場を有しており、それぞれの事業場から産業廃棄物が排出されますが、処理委託契約は本社が一括して締結しています。この場合、本社分と各事業場分のマニフェストを合算し、本社が一括して報告することはできますか。

A 10 報告書は、複数の事業場が交付したマニフェストを本社が合算せず、事業場ごとに作成してください。

ただし、建設工場の作業現場など、設置が短期間であったり所在地が一定しないような事業場が複数ある場合には、これらの事業場を代表する一つの事業場分として取りまとめたくえで報告してください。

Q 11 当社では、各事業場長（工場長）名で処理委託契約を締結し、マニフェストを交付しています。

様式の「報告者」には（法人にあっては名称及び代表者の氏名）とありますが、当社の場合、報告者は本社代表者と事業場長（工場長）のどちらになりますか。

A 11 原則として本社代表者名で報告してください。

ただし、法人内で契約行為に関する権限委譲等がなされマニフェストを事業場長名で交付している場合には、各事業場長（工場長）名で報告していただいても差し支え

ありません。

Q12 合併、分社化などにより、年度途中でマニフェストの交付者が変更になった場合の報告者について教えてください。

また、事業場の閉鎖等により、マニフェストの交付者及びその地位を承継する者がいなくなった場合、報告は必要ですか。

A12 合併又は分社化により交付者が変更となったマニフェストについては、報告年度の4月1日時点で旧組織の地位を承継した方が報告を行ってください。

また、事業場の閉鎖等により交付者（事業場長）がいなくなった場合には、本社代表者が代わりに報告を行ってください。

Q13 当社はビルの管理を行っています。

管理業務の一環として、賃借人が排出する産業廃棄物に係るマニフェストの交付事務を行っているのですが、この場合、報告者は当社と賃借人のどちらになりますか。

A13 ビルの管理者が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合で、賃借人の依頼を受けてマニフェスト交付手続きを行っている場合は、当該ビルの管理者が報告者となります。

A13-2 同様に農業協同組合や協議会等が産業廃棄物の集荷場所を提供し、各農家の依頼を受けてマニフェスト交付手続きを行っている場合は、当該農業協同組合や協議会等が報告者になります。

※ 「産業廃棄物管理票制度の運用について（平成13年3月23日環廃産第116号）」に基づき、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供している実態がある場合に、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っている場合は、「交付事務を行う当該集荷場所の提供者」が報告者となります。

Q14 報告書に社印、代表者印等を押印する必要がありますか。

A14 押印は不要です。

Q15 2以上の事業場を1つの事業場として報告する場合、事業場の名称及び事業場の所在地はどのように入力するのですか。

A15 原則として、複数の事業場分を取りまとめて報告することはできません。

ただし、設置が短期間であったり所在地が一定しないような事業場（建設現場等）は、県内（岐阜市を除く）の事業場の分を代表する1つの事業場として取りまとめて報告していただきます。この場合、事業場の名称は、「〇〇市〇〇ほか 県内建設現場」と、所在地は、「〇〇市〇〇地内ほか」と入力してください。

なお、岐阜市内の事業場分については、区別してとりまとめ、岐阜市役所へ提出してください。詳しくは、岐阜市公式ホームページ（<https://www.city.gifu.lg.jp/business/jigyougomi/1006099/1006108.html>）をご確認ください。

Q16 「業種」欄にはどのように入力したらよいですか。

A16 「業種」欄には日本標準産業分類（令和5年7月告示）を参照し入力してください。
<参考>
総務省統計局「日本標準産業分類」
URL:https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

Q17 事業場内で複数の業種にまたがる事業を行っている場合、「業種」欄にはどのように入力すればよいですか。

A17 主たる事業に該当する「業種」（製造品出荷額、生産量等から判断）を入力してください。

Q18 建設業と産業廃棄物中間処理業を営んでおり、一次マニフェストと二次マニフェストの両方を交付する場合は、まとめて報告してよろしいですか。

A18 一次マニフェストと二次マニフェストの両方を交付している場合は、これらを区別して報告書を作成してください。なお、二次マニフェスト分の「業種」欄には「廃棄物処理業」と入力してください。

Q19 混合廃棄物を排出する場合、「産業廃棄物の種類」欄はどのように記載するのですか。

A19 交付したマニフェストに入力されている混合廃棄物を、以下Webサイトに掲載の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」の「一体不可分」から選択して入力し、具体的な廃棄物の名称を明示してください。
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

Q20 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はどのように入力すればよいですか。

A20 交付したマニフェストに入力されている石綿含有産業廃棄物の種類を、以下Webサイトに掲載の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」の「石綿含有産業廃棄物」から選択して入力してください。
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

Q21 分別された複数の産業廃棄物を1台の車両に積み込み、同じ処分先へ運搬しています。複数の産業廃棄物欄にチェックしたマニフェストを1枚だけ交付しているのですが、この場合の報告方法について教えてください。

A21 引き渡しの際に既に分別されている産業廃棄物を1台の車両でまとめて運搬する場

合は、たとえ運搬の最終目的地及び処理の方法が同じであったとしても、それぞれ産業廃棄物の種類ごとに manifests を交付しなければなりません（廃棄物処理法施行規則第8条の20第1号）。

質問のような manifests の運用がなされていた場合は、今後、運用を見直し、適正に行ってください。

なお、このような方法で交付された manifests がある場合、分別された産業廃棄物ごとに manifests を交付したもの（例えば、3種類の産業廃棄物に対し1枚の manifests を交付した場合は、3枚分）として集計し、報告してください。

Q22 混合された状態の産業廃棄物を積替保管施設で分別し、そのあと別々の処分先へ運搬しています。manifests は混合廃棄物として1枚しか交付していませんが、この場合の報告方法について教えてください。

A22 排出時に混合された状態であっても、積替保管等によりその処理ルートが別々になるものについては、それぞれの処理ルートごとに manifests を交付しなければなりません（廃棄物処理法施行規則第8条の20第2号）。

質問のような manifests の運用がなされていた場合は、今後、運用を見直し、適正に行ってください。

なお、このような方法で交付された manifests がある場合、産業廃棄物の種類及び処理ルートごとに交付したもの（例えば、処理ルートの異なる3種類の産業廃棄物の混合物に対し1枚の manifests を交付した場合は、3枚分）として集計し、報告してください。

Q23 manifests に記載された排出量の単位が ～台、～本、～枚などの場合の重量（t）への換算方法を教えてください。

A23 「ドラム缶1本、一斗缶1個」など、積載した廃棄物の体積が推計できる場合は、その数値に、以下Webサイトに掲載の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」の重量換算係数を掛けて値を算出します。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

体積の推計が難しい場合は、廃棄物の原料製造業者又は性状の似た廃棄物を参考に排出量を算出してください。

(参考)		1,000	リットル	=	1	m ³	→重量(t)に 換算	
	ドラム缶1本	=	200	リットル	=	0.2		m ³
	一斗缶1個	=	18	リットル	=	0.018		m ³

この換算係数は、あくまでも参考ですので、従来から使用している換算係数があれば、それをご使用ください。この報告のみのために換算係数を変える必要はありません。

Q24 排出量をトン（t）で入力することとなっていますが、1トン未満の場合は、どのように入力するのですか。

A24 排出量は、小数第3位（0.001トン（1kg））まで入力してください。

なお、1kg未満の場合は、「0.001未満」と表記してください。

Q25 「運搬受託者の許可番号」の欄には積込場所（排出場所）、運搬先のどちらを管轄する自治体の許可番号を入力すればよいのですか。

A25 「運搬受託者の許可番号」には、積込場所、運搬先いずれかに関係なく、岐阜県知事の許可番号「021*****」を入力してください。

ただし、積込場所及び運搬先がともに岐阜県外である区間委託の場合は、どちらの許可番号でも結構です。

Q26 処分場が遠方のため、区間を区切って運搬を委託（積替保管）しています。この場合、運搬受託者はどのように入力すればよいですか。また、再委託を行った場合はどのように入力すればよいですか。

A26 次のとおり入力してください。

(1) 積替保管の場合

複数の運搬業者が区間を区切って運搬を行う場合は、区間ごとの運搬業者について全て入力してください。

排出元から積替保管場所までの運搬については、1行目に「産業廃棄物の種類」から「運搬先の住所」までを入力します。積替保管後の第2区間以降の運搬については、2行目以降に入力し、「産業廃棄物の種類」「排出量」「管理票の交付枚数」欄は空欄としてください。

(2) 再委託の場合

再委託により運搬又は処分を行う場合は、実際に運搬又は処分を行った再受託者を運搬受託者又は処分受託者として入力します。初めに委託契約した運搬又は処分業者については入力不要です。

Q27 処分業者の処分場まで運搬する場合、「運搬先の住所」と「処分場所の住所」には同じ住所を入力するのですか。

A27 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合は、「処分場所の住所」は空欄にしてください。通常は「処分場所の住所」は空欄となります。

Q28 処分場所の住所は、中間処理場か最終処分場のどちらですか。

A28 「処分場所の住所」には、排出事業者が直接委託した処分業者の処分場所を入力することになりますので、中間処理後に最終処分される場合であっても、中間処理を委託した場合は中間処理場の住所を、直接、最終処分を委託した場合は、最終処分場の住所を入力してください。

なお、通常は「運搬先の住所」と「処分場所の住所」は同じになりますので「処分場所の住所」は空欄にしてください。

Q29 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自ら最終処分場などへ運搬する場合はどのように入力するのでしょうか。

A29 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を自ら最終処分場などへ運搬する場合は、中間処理業者は、自らに運搬を委託することになりますので、その中間処理業者は収集運搬業の許可を有していることが必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェ

スト)の交付も必要になります。従って、「運搬受託者の氏名又は名称」欄には中間処理業者の名称を入力することになります。

Q30 運搬経費は支払うが、運搬先で売却する場合、どのように入力すればいいのですか。

A30 「運搬先の住所」には、売却するものを搬入した施設の場所を入力してください。なお、売却先が処分業許可業者であっても、「処分受託者の許可番号」は入力しないでください。

また、差し支えがなければ売却先の名称を「処分受託者の氏名又は名称」欄に入力してください。

Q31 複数の事業場がある場合の報告書の提出先を教えてください。

A31 事業場の所在地を管轄する県事務所環境課又は岐阜地域環境室（以下「県事務所環境課等」という。）へ提出してください。

複数の事業場が設置されている場合で、所在地を管轄する県事務所環境課等が異なる場合には、原則として、事業場ごとに作成した報告書をそれぞれ管轄する県事務所環境課等に提出していただくことになります。

ただし、県外に本社のある事業者の方で、事業場ごとの報告書を本社で一括して作成する場合には、岐阜県庁廃棄物対策課へまとめてお送りいただいても構いません。

Q32 建設工事の作業現場などでマニフェストを交付した場合の、報告書の提出方法を教えてください。

A32 建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない複数の事業場でマニフェストを交付した場合は、岐阜県内（岐阜市内を除く。）の事業場を代表する1事業場として取りまとめ、その事業場の所在地を管轄する県事務所環境課等へ提出してください。

なお、岐阜市内にある事業場において交付したマニフェストについては、岐阜県への報告には合算せず、別に集計して岐阜市役所へ提出してください。詳しくは、岐阜市公式ホームページ (<https://www.city.gifu.lg.jp/business/jigyougomi/1006099/1006108.html>) をご確認ください。

Q33 提出期限及び提出の方法を教えてください。

A33 毎年4月1日から6月30日までの間に、事業場の所在地を管轄する県事務所環境課等へ報告書を1部提出してください。

6月30日が公休日の場合は、その直後の開庁日までとなります。

なお、提出は郵送でも構いませんが、期限までに到着するよう、余裕をもって提出するようお願いいたします。

Q34 郵送で提出する場合、控えを返送してもらうことはできますか。

A34 控えの返送は原則行いませんので、返信用封筒などを同封しないようお願いします。

Q35 建設業で作業期間が年度をまたぐ場合は、どのように報告するのですか。

A35 作業期間に関わらず、前年度の3月31日までに交付したマニフェストについては、当該年度に、当該年度の4月1日以降に交付したマニフェストについては、翌年度に報告してください。

Q36 報告を行わなかった場合、罰則等がありますか。

A36 報告の義務を怠った場合は、都道府県知事等から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨を公表されることがあります。

公表後にも改善が見られない場合には、必要な措置をとるよう命ぜられる場合があり、この命令の違反には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。